

【法改正情報】

液化石油ガス販売事業者証の インターネット公開について

2024年2月

アストモスエネルギー株式会社
国内事業本部 技術部

● デジタル規制改革推進

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年6月16日施行）

- デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進
- 記録媒体による申請等のオンライン化

- **書面揭示規制の見直し**

特定の場所において書面で揭示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る。

施行日:2024年4月1日

上記改正に伴い、液石法も改正となったことから、一部小規模事業者を除き販売事業者証のインターネット公開が必要になります。

● 液石法販売事業者証とは？

液石法第7条(標識の掲示) 第1項 ※改正前

液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、公衆の見えやすい場所に、経済産業省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

液石法規則第8条(標識の掲示)

法第7条の規定による標識の掲示は、様式第4によりするものとする。

様式第4(第8条関係)

40センチメートル

30センチメートル

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	〇〇県知事 第XXXXXX号
登録年月日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
氏名又は名称	〇〇株式会社
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-XX



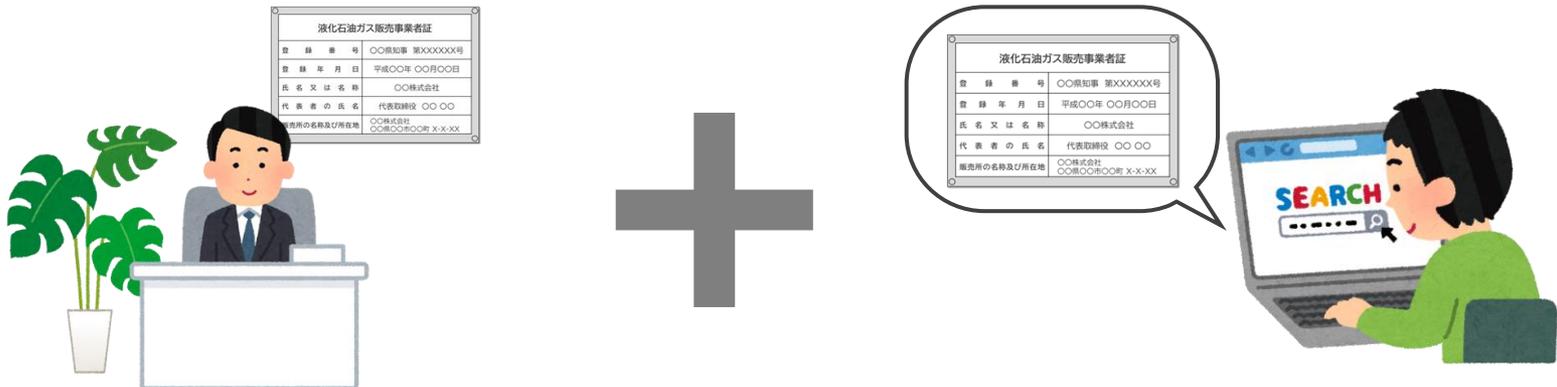
● 標識の掲示に関わる改正

液化石油法第7条(標識の掲示等) 第1項

液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める様式の標識について、販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合 その他の経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

液化石油法規則第8条の3(公衆の閲覧の方法)

法第7条の規定による公衆の閲覧は、液化石油ガス販売事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。



● インターネット掲載の対象者

液石法規則第8条の2(公衆の閲覧に供する措置を要しない場合)

法第7条に規定する経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 常時雇用する従業員の数が5人以下である場合
- 2 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

常時雇用する従業員の数
が6人以上
(販売事業以外の従業員数は除外)



自社ウェブページ(HP)がある

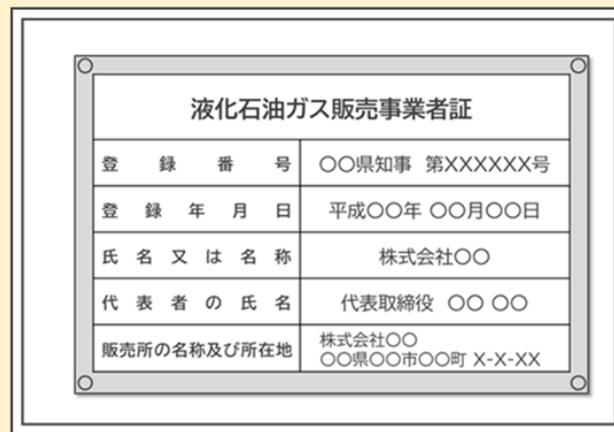


販売事業者標識のインターネット掲載が必要!

● インターネットへの掲載方法(案)

インターネットへの掲載方法については具体的に記載されていないため、標識の情報が見やすく、便利な場所に掲載されていることが大事です。

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	〇〇県知事 第XXXXXX号
登録年月日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-XX



液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	〇〇県知事 第XXXXXX号
登録年月日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-XX

ウェブページ上に表形式で所定の項目が表示されるよう作成する方法

事業所に掲載されている看板を撮影し、画像をウェブページにアップする方法

看板の場合はサイズ指定がありますが、ウェブページへの掲載ではサイズ指定はありません。

必要な情報が、PCだけではなくスマートフォンやタブレットでも明瞭に読み取れることを意識してください。

●インターネットへの掲載方法(案)

◎掲載例：撮影した画像や表を直接ウェブページに掲載する。

株式会社〇〇 ホームページ

--- 販売事業者証 ---

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	〇〇県知事 第XXXXXXX号
登録年月日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-XX

画像をクリックで拡大表示します。

--- 更新情報 ---

- ・2024.01.31 [New](#)をいたしました
- ・2024.01.04 あけましておめでとうございます！
本年もよろしくお願ひ申し上げます！
- ・2023.1

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	〇〇県知事 第XXXXXXX号
登録年月日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-XX

株式会社〇〇 会社概要

--- 会社概要 ---

社名	株式会社〇〇
本社	〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-XX
創立	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
資本金	〇〇円
役員	代表取締役 〇〇 〇〇
事業内容	LPガスの販売事業

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	〇〇県知事 第XXXXXXX号
登録年月日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-XX

● インターネットへの掲載方法(案)

◎掲載例：トップページのわかりやすい場所から掲載ページへアクセス

株式会社〇〇 ホームページ



--- 更新情報 ---

- ・2024.01.31 [New](#)を更新しました
- ・2024.01.04 あけましておめでとうございます！
本年もよろしくお願い申し上げます！
- ・2023.12.01 [〇〇支店が移転しました。](#)

--- コンテンツ ---

販売事業者証

当社の販売事業者証を掲載し
ます。

会社概要

当社の概要・沿革を紹介し
ます。



株式会社〇〇 販売事業者証



--- 販売事業者証 ---

液化石油ガス販売事業者証

登 録 番 号	〇〇県知事 第XXXXXX号
登 録 年 月 日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
氏 名 又 は 名 称	株式会社〇〇
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-XX

● インターネットへの掲載方法(案)

◎ 事業所一覧ページへに掲載する掲載

販売所ごとに標識を掲載する必要あり

株式会社〇〇 事業所一覧

- **本社**
〇〇県〇〇市・・・
XXX-XXXX-XXXX
- 営業所 ---
- **□□支店**
〇〇県□□市・・・
XXX-XXXX-XXXX
- **◇◇営業所**
〇〇県◇◇郡◇◇町・・・
XXX-XXXX-XXXX
- グループ会社 ---
- **□□ 株式会社**
〇〇県〇〇市・・・
XXX-XXXX-XXXX
<https://www.----->
- **×× 株式会社**
△△県△△市・・・
XXX-XXXX-XXXX
<https://www.----->

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	〇〇県知事 第XXXXXXX号
登録年月日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	株式会社〇〇 〇〇営業所 〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-XX

※拡大表示できるようにする

液化石油ガス販売事業者証

登録番号	〇〇県知事 第XXXXXXX号
登録年月日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	<div style="text-align: left; padding-left: 10px;"> □□営業所 〇〇県□□市〇〇町 X-X-XX ◇◇営業所 〇〇県◇◇郡◇◇町 X-X-XX </div>

事業所の名称から会社名を省略したり
複数の事業所の名称・所在地を一覧にして
公表することも可能

● インターネットへの掲載方法(案)

◎ グループ会社等 別法人の標識掲載について(注意)

グループ会社など別法人の場合、掲載元のHPにはグループ会社等の標識を掲載する義務は生じません。

〇〇株式会社 トップページ

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	〇〇県知事 第XXXXXX号
登録年月日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
氏名又は名称	〇〇株式会社
代表者の氏名	代表取締役 ☆☆☆
販売所の名称及び所在地	株式会社〇〇 〇〇県〇〇市XX町 X-X-XX

グループ会社自身がウェブページを有している場合、当該グループ会社に掲載義務が生じます。

株式会社〇〇 事業所一覧

- 本社
〇〇県〇〇市・・・
XXX-XXXX-XXXX
- 営業所 ---
- □□支店
〇〇県□□市・・・
XXX-XXXX-XXXX
- ◇◇営業所
〇〇県◇◇郡◇◇町・・・
XXX-XXXX-XXXX
- グループ会社 ---
- □□株式会社
〇〇県〇〇市・・・
XXX-XXXX-XXXX
<https://www.----->
- ××株式会社
△△県△△市・・・
XXX-XXXX-XXXX
<https://www.----->

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	〇〇県知事 第XXXXXX号
登録年月日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇
代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇
販売所の名称及び所在地	株式会社〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-XX

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	〇〇県知事 第XXXXXX号
登録年月日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇
代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇
販売所の名称及び所在地	株式会社〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-XX

● インターネット掲載が間に合わない場合

株式会社〇〇 ホームページ

--- 更新情報 ---

- ・2024.03.01 **【重要】液化石油ガス販売事業者標識の掲示**
- ・2024.01.31 **New**を更新しました
- ・2024.01.04 あけましておめでとうございます！
本年もよろしくお願ひ申し上げます！
- ・2023.12.01 □□支店が移転しました。

--- コンテンツ ---

会社概要 当社の概要・沿革を紹介しています。

2024年3月1日
株式会社〇〇

重要なお知らせ

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正に伴う、液化石油ガス販売事業者の掲示について

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	〇〇県知事 第XXXXXX号
登録年月日	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇
代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇
販売所の名称及び所在地	株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 X-X-XX

※今後HPIに掲載予定です。

トップページ(必須)のお知らせ欄などに

『液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正に伴う、
液化石油ガス販売事業者標識の掲示について』

などの文書を掲載し、本文に事業者標識を掲載することで暫定措置とできます。

※速やかにウェブページを改修し、先に挙げたような掲載を実施してください。

※表示義務違反に伴う罰則は20万円以下の罰金となります。

以上

【参考】

◎ デジタル庁

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました

<https://www.digital.go.jp/news/5be6e550-6902-4d0e-bc88-a1066e590f99>

◎ 全国LPガス協会

「標識のウェブサイトでの掲載について」